

別添

「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画  
段階環境配慮書」に関する意見

静岡県

令和元年 10 月



## はじめに

本事業は、株式会社シーテックが、大井川河口部から上流約 25km の八高山を中心とした島田市、掛川市及び周智郡森町における行政境界付近の稜線上において、総出力最大 100,000kW、最大 25 基(2,000～4,000kW 級の風力発電設備)の風力発電所を設置するものである。

事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は森林区域となっており、その一部は、自然環境を保全するため、鳥獣保護区<sup>1</sup>(森林鳥獣生息地)や保安林<sup>2</sup>(水源涵養、土砂流出防備)に指定されている。

一方、想定区域周辺の土地利用状況は、山間地の支川沿い及び大井川合流部付近の平地に集落等が点在し、特に島田市家山地区においては、住宅、学校、病院等の配慮が特に必要な施設が立地し生活の基盤となっている。

また、新金谷駅を起点として川根本町の千頭駅<sup>せんず</sup>まで運行されている大井川鐵道の SL や、大井川を含む豊かな自然環境を活用した水遊び、キャンプ、魚釣り等のレジャー、地域で受け継がれてきた歴史・文化などの地域の資源を活かした観光が盛んな地域である。

そこで、事業の実施に当たっては、こうした地域特性や地域住民等の意見を踏まえた上で、騒音、風車の影、水環境、生態系、景観等に及ぼす影響について回避・低減を図ることが重要である。

なお、今後、温暖化に伴い、最大風速が増大するなどこれまでより大型で強い勢力の台風が発生するとの知見があるため、設計外力について最新の知見により設計し、安全対策について万全を期す必要がある。

このことから、今後、事業者が、本事業の具体的な事業計画の検討や環境影響評価手続を行う上で、配慮すべき事項等について、意見するものである。

---

1 「鳥獣保護区」とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため指定される区域のこと。

2 「保安林」とは、「森林法」に基づき、水源の涵養、林地の崩壊による土砂の流出防止等の目的により指定される区域のこと。指定の目的は 17 種類あり、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## I 全般的事項

### 1 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置、構造、規模等(以下「配置等」という。)の計画には、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、配置等の検討の経緯及び内容については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載すること。

### 2 住民等への十分な説明及び合意形成

環境影響評価手続の段階から、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について住民、土地所有者、関係団体等に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

## II 個別事項

### 1 騒音、超低周波音及び風車の影

施設の存在及び稼働により、想定区域及びその周囲に存在する住宅、学校等の配慮が特に必要な施設への騒音、超低周波音<sup>3</sup>及び風車の影による影響が懸念されるため、当該施設に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、周辺地形、風力発電設備等の配置等を考慮し、可能な限り正確な予測計算を行い、定量的な評価を行うこと。

### 2 河川の濁り

土地の改変を伴う工事により濁水の発生が懸念されるため、排水される河川における簡易水道水源、水生生物及び生態系に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

### 3 水資源

森林の伐採を伴う工事により、森林における水源涵養の機能低下が懸念されるため、河川の水量及び地下水の水位に及ぼす影響について

---

<sup>3</sup> 「超低周波音」とは、1～100Hzの低周波音のうち、1～20Hzの音をいい、人間の耳では特に聞こえにくいのが、音圧レベル(dB)によっては聞こえる可能性がある。

調査、予測及び評価を実施すること。

また、野守の池<sup>4</sup>についても水位への影響が懸念されるため、調査等の対象とすること。

#### 4 地形、地質及び地盤

想定区域及びその周囲は、水源涵養及び土砂流出防備のための保安林、砂防指定地等の土地の安定性に関わる区域に指定されており、また配慮書においては「山崩れが多発している」との記載がある。

以上から、これらの区域は土地の安定性に配慮が必要と思われ、資器材の搬入・搬出路の設置工事や本体工事の実施に伴う森林の伐採、土地の改変や施設の存在により、土砂の流出、土地の浸食の助長等が懸念されるため、想定区域における土地の安定性に及ぼす影響について環境影響評価項目に加えた上で調査、予測及び評価を実施すること。

#### 5 動物

##### (1) 昆虫類及び陸産貝類

森林の伐採や土地の改変を伴う工事による動物の食草の生育環境、日照条件等の変化が懸念されるため、希少な昆虫類及び陸産貝類の生息環境に及ぼす影響について、専門家に意見を求めた上で、調査、予測及び評価を実施すること。

##### (2) 鳥類

想定区域の大部分が鳥獣保護区の区域内であり、また、サシバ<sup>5</sup>等の渡り鳥の渡り経路に位置しているため、施設の稼働によるバードストライク等の発生、また、搬入・搬出路を含む工事の実施に伴う土地の改変により、クマタカ<sup>6</sup>等の希少野生鳥類の生息地の消失

---

4 「野守の池」とは、島田市川根町家山の中心にある外周約 1.2km の池で、大井川の河跡湖である。へら鮎釣りや夏祭りの会場等に利用され、地域の憩いの場となっている。

5 「サシバ」とは、タカ科の全長約 50cm の猛禽類で、国内では主として東北地方以南に夏鳥として渡来し、樹林と水辺や湿地、草原がある谷戸環境を有する里山を主な生息地としている。(静岡県レッドデータブック・絶滅危惧Ⅱ類(VU))

6 「クマタカ」とは、タカ科の全長約 80cm の猛禽類で、国内では全国的に生息しており、山地の森林が主な生息環境である。営巣地は樹齢の高い林で、営巣木は特に樹高のある大木を利用する。(静岡県レッドデータブック・絶滅危惧Ⅱ類(VU))

が懸念されるため、鳥類に及ぼす影響について、専門家に意見を求めた上で、調査、予測及び評価を実施すること。

また、鳥獣保護区内に施設を設置する場合は、方法書以降の図書にその理由を記載すること。

## 6 景観

大井川は流域住民の原風景であるため、大井川を含む景観についても配慮すること。

また、大井川鐵道、新東名高速道路、国道 473 号及び県道島田川根線からの車窓並びに大井川鐵道の各駅、SL の見える丘公園、牧之原公園、建設予定のにぎわい交流拠点「KADODE OOIGAWA」、掛川城、小夜の中山峠なかやまとうげ（市道日坂佐夜鹿線にっさかさよしかの佐夜鹿地内）を主要な眺望点に追加しフォトモンタージュにより調査、予測及び評価を実施すること。

## 7 人と自然との触れ合いの活動の場

### (1) パラグライダーへの影響

施設の存在及び稼働により、想定区域の周囲の上空におけるパラグライダーの利用への影響が懸念されるため、その利用及び風況の変化に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

### (2) 遊歩道への影響

工事の実施に当たり八高山登山道及び東海自然歩道<sup>7</sup>が改変されることが想定されるため、県又は島田市の関係部局と事前に調整し、必要に応じて対応を協議すること。

---

7 「東海自然歩道」とは、東京都八王子市高尾の「明治の森高尾国定公園」から大阪府箕面市の「明治の森箕面国定公園」を結ぶ総延長 1697.2km の 1 都 2 府 8 県に及ぶ長距離自然歩道であり、歩いて自然や貴重な文化遺産と触れ合うことを目的に整備された。